

市立学校における臨時休業期間を延長します (令和2年5月4日時点)

市立学校の臨時休業期間につきましては、暫定的な措置として5月8日（金）までの延長とし、国による緊急事態宣言の延長等があった場合には当該宣言の定める期限まで延長する予定としておりましたが、本日、緊急事態宣言の延長の決定がありましたので、当該宣言の定める期限である**5月31日（日）まで、臨時休業期間を延長**いたします。

<臨時休業期間の延長について>

- ・市立学校の臨時休業期間につきましては、**5月31日（日）まで延長**します。
- ・6月1日（月）以降の対応につきましては、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、改めて決定いたします。
- ・なお、国の緊急事態宣言の再延長又は県の臨時休業期間の再延長要請があった場合には、当該宣言又は要請の定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。

<家庭学習への支援>

御家庭での児童生徒の学習を支援するため、次の取組を進めます。

- ・児童生徒（または保護者）の分散、時差または個別での来校による、学校での学習相談や学習課題の配布・回収等、御家庭への学習課題のポスティング等を各学校の状況に応じて実施します。
- ・川崎市総合教育センターのホームページにおいて、ICTを活用した家庭学習のためのWEBサイトの紹介をしています。

<「個別相談等の支援」・「児童生徒の居場所」等の継続について>

- ・不安等を抱える児童生徒への希望制による個別相談等の支援については継続します。
また、「児童生徒の居場所」・「わくわくプラザ」についても、やむを得ない特別な事情のある児童を対象として、引き続き運営します。
- ・特別支援学校の「児童生徒の居場所」における給食の提供は中止します。

<自然教室について>

- ・市立小学校の自然教室については、延期日程の調整が困難なため、中止とします。
- ・市立中学校の自然教室については、現段階では検討中です。